荘園公領制における「荘務」と「所務」をめぐって

奥野義雄

〔抄録〕

本稿では、〈荘務〉と〈所務〉にいて究明していく。とりわけ、〈荘務〉と〈所務〉が荘園領主と地頭を含む在地領主と深くかかわっていることは、先学によって触れられてきたが、詳しく〈荘務〉〈所務〉について論究する先学は多くはない。その論及の大半は所職と〈荘務〉との関連を提示している。だが、荘園領主による勢力保持と在地領主の勢力伸長の手段として〈荘務〉あるいは〈所務〉を有効に活用してきたと考えている。とりわけ、在地領主による荘園所領の侵食に〈所務〉が深くかかわっていることもあわせて言及する。

キーワード　荘園領主、所職、荘務押領、所務相論、在地領主

はじめに

諸史料に明示されている「荘務」と「所務」の用語の差異について、現段階では直接的な論究はない。ただ、荘園公領制での所領や所職などのかかわりで荘務や所務は、先学諸氏によって論及されている。

その二・三を掲げると、中央公家などの受寄者が荘務の権限を掌握しているとする永原慶二氏の理解[1]、荘園下の土地・農民を一つの経済体と理解し、所職の収取分配（権限）は荘務の根幹であるとする黒田俊雄氏の解釈[2]、そして永原氏の見解について検討しながら、荘務の法は検注帳・目録をもって所務の基準年損勘定が執行されるとする網野善彦氏の認識[3]などが荘務や所務に対する論究である。

さらに、古くは竹内理三氏による所職と所務との関連を言及した論稿があり、とくに竹内氏は矢野荘の重藤名所務条々をもとに「所務を給主と称するのは、代官職を置いて荘務を行はしめる場合であるらしい」と想定[4]する。また、この条々（主に第二条）の論究以前に所務職＝預所職＝代官職と、併せて預所職＝荘務執行者＝雑掌職と理解[5]して

いることが窺え、所務の範疇に荘務が含まれていることを示唆しているかにみえる。

そして、諸先学の荘務や所務に関する論究以外に、所務相論に視点をあてて、相論・和与について総括的に言及した平山行三氏の論稿[6]がある。法制史的視点で究明した平山氏の所務相論・和与の論及は、荘園領主と在地領主（地頭や荘官など）との勢力係争の状況を示唆してくれる。

このように荘務と所務にかかわる諸論稿を留意しながら、ここでは〈荘務〉―〈所職〉―〈所務〉の繋がりと、荘園領主勢力と在地領主勢力との間で起こる係争（押領、違背、相論など）について検討していくことにしたい。

第一章　「荘務」と「所務」
――用語出現時期と内容

「荘務」と「所務」が所職とかかわること、所職を得分権の権限を意図するかぎり得分の基盤となる年貢徴収の行使と関係すること、そして荘務と所務との関連性の是非はあらためて検討すべき課題であろうが、まずは荘務と所務が〈用語〉として出現しはじめた時期とそれぞれの内容について検討することにしたい。

そこで、荘務（用語）の出現時期と荘務の内容（条項・項目）について諸史料から検討していくことにしよう。

まず、荘務の出現時期は、天暦五（九五一）年九月十五日付の「太政官符案」に見える次の記載によると九五〇年代であろう。すなわち、

任先解状、早被給官符、免除租税雑役、将済荘務者、左大臣宣、奉勅、依請者、国宣承知、依宣行之、致符奉行、

という記載[7]がそれであり（傍点―奥野、以下同様にて略す）、現時点では「荘務」用語の初見である。

しかし、その後一〇五〇年代に至るまで、管見の検出史料から「荘務」云々という記載はみられない。つまり、天暦五年以後、天喜四（一〇五六）年まで「荘務」の用語のある史料は現われない。すなわち、天喜四年二月十二日付の「山城国玉井荘司僧源久解」にみえる

玉井御荘司僧源久解申請東大寺別当大僧都御室裁事
　請被殊蒙　鴻恩、任先例、源久偏令執行御荘務状

という文言[8]によって、東大寺荘園領主は玉井荘の荘司僧源久に荘務を執行せしめたことが窺える。また、翌天喜五年には、越後国石井荘の荘司兼算は荘務執行をおこなっていた。すなわち、天喜五年十二月十九日付の「越後国石井荘前司兼算解」に

一請被裁免住人古志得延愁状
　右、件得延元者、以去永承七年、兼算為彼御荘司、罷下之間、荘務執行之程、件得延兼算之許捧名簿、従比郷来伺、仍来住成田堵、朝夕召仕之処、付前司目代藤原成季、漸訴兼算不能、
　（下略）

とあり[9]、兼算が荘司として石井荘へ罷り下って荘務を執行したことがわかる。

そして、天暦五年、天喜四年、天喜五年の荘務にかかわる史料は、

いずれも「荘司」が共通して〈荘務〉を執行していることを明示している。

だが、応徳元（一〇八四）年七月十一日付の「伊勢太神宮神主牒」（史料1）[10]と、康和五（一一〇三）年八月十四日付の「丹波国司庁宣」（史料2）[11]をみるかぎり、荘務執行は別当あるいは寺使によっておこなわれていたことが窺える。次に、その記載を掲げてみることにしよう。

史料1　而従去承保二年春之比、大国御荘長任執行別当不知実名、字相模君云人、始為荘務執行下向之剋、不論是非、件神領田畠掠領之刻、一偏件君為悪人、忝破神威、（下略）

史料2　庁宣　東寺領大山荘下司

可早隋本寺使所勘、令勤仕寺務事、

右、件本寺使、令勤行荘務、所下向也、隋一事已所勘、可令勤仕之状、（下略）

史料1と史料2をみるかぎり、荘司以外の身分の者が荘務を執行あるいは勤仕していたことを知り得る。ただ、この時期以後も荘司以外の身分の者に代わって荘務が執行されたとはかぎらない。また、一一〇三年代以後も荘司によって荘務が執行されていることが、嘉承元（一一〇六）年八月十四日付の「堀河天皇宣旨案」の「即以郎等平行仲為荘司、乍守宣旨状、偏令執行荘務之条」という文言[12]から窺える。

しかしながら、必ずしも主に荘司が荘務を執行するとはかぎらなくなっていくことも事実である。このことについては、荘務の掌握主体（荘務執行主体）のところで詳しく論究したいので、次に所務出現時期について検討することにしたい。

荘務が出現した九五〇年代以後、一三三〇年代に至るまで存続する。出現以降の荘務状況は後述するが、この間に「所務」の用語が諸史料に現われるのは、いつ頃であろうか。

そこで、次に二・三の史料を繙くことによって、所務の出現時期はほぼ確定し得ると考えられる。

史料①　建久元（一一九〇）年五月十三日付の「源頼朝御教書[13]」

井家荘内都幡方、号地頭致方々不当之間、不用領家之所命、不受京下之使者、押領所務、（中略）、所行之至奇怪無極、直雖可停止地頭職、先所下知遣也、（下略）

史料②　建久八（一一九七）年六月　日付の「北条時政下文[14]」

下　蒲御厨

補任蒲上下両郷地頭代職事

源清成

右、以人為彼職、可令執行所務之状如件、住人等宜承知、（下略）

史料③　元久二（一二〇五）年正月九日付の「関東下文案[15]」

肥後国宇野御厨内伊万里浦并津吉嶋両所

補任　地頭職事

源重平

右、件両所、為重代相伝之領、于今無相違令知行之由申、其上且為御家人、且為地頭、可執行所務之状、依鎌倉殿、下知如件、

史料①から史料③までの記載および時期をみるかぎり、所務（用語）出現時期は一一九〇年代であるといえよう。そして、三史料によるかぎり、地頭職あるいは地頭代職の被補任者・付帯者が所務執行をおこなっていることが窺える。このような事象は、すでに先学諸氏によって提示[16]されているように所職と所務とのかかわりを明示している。

このことはともかく、九五〇年代に現われた荘務とは異なり、一一九〇年代になって所務が現われる事由には、地頭職とのかかわりを重視すると、中世に現われるのが〈所務〉であると考えられなくはない。

ただ、史料上では、年未詳の「山門院地頭所務和与状」を除くと（この史料は嘉禄二［一二二六］年と判断されている）、貞永二（一二三三）年二月二十九日付の「六波羅下知状案」（「播磨国大部荘地頭得分并所務事」）[17]、天福二（一二三四）年五月一日付の「関東御教書案」（「重代相伝之輩之中、挿奸心族、模新地頭所務」）[18]、そして嘉禎二（一二三六）年九月四日付の「関東下知状」（「可令早任和与状致沙汰蓮華王院領備後国地毘荘内本郷所務条々事」）[19]などに「所務」云々という文言がみられるが、大半は「荘務」云々という記載である。

しかし、一二四〇年代以後になると、「荘務」の文言のある史料よりも「所務」（用語）に関する史料の方が多くなり、すでに触れたように「所務」は、あたかも中世荘園公領制社会の所産といえなくはない。また、「所務」に対して、「荘務」は古代における荘園公領制下の所産といえなくはないが、所職とのかかわりで考えるならば、必ずしも〈古代的〉あるいは〈中世的〉所産用語とは言い切れないであろう。ただ、確かな事象として、「荘務」は九五〇年代に現われて、「所務」は一一九〇年代に現われることは確かな事象と考えられる。

では、荘務と所務の範疇・内容とはいかなるものであったのであろうか。また、先学諸氏――とりわけ所務の範疇・内容――の提示された荘務と所務の論及によって充分に実態が明らかにされているものか考えていくべきであろう。そこで、まず荘務の範疇・内容について窺っていくことにしたい。

荘務の初見史料をはじめ、すでに掲げた山城国玉井荘の荘司僧源久による荘務執行の記載［天喜四（一〇五六）年］、大国荘別当相模君による荘務執行の文言［応徳元（一〇八四）年、史料1］、そして荘司平行伸による荘務執行の記載［嘉承元（一一〇六）年］などからでは、荘務の範疇・内容は充分に窺え得ないであろう。

だが、次の史料から荘務の範疇・内容について窺うことができよう。それは、文治二（一一八六）年正月八日付の「源頼朝下文」の「右人、為地頭職、従行荘務、御年貢以下、任先例可致其勤之状」という文言があり[20]、荘務は年貢以下の勤仕をおこなうことがわかる。ただ、「御年貢以下」という文言に内在する意味は明確に掌握しきれない。

この不明確な点に対して示唆を与えてくれる荘務に関する史料を、次に三例ほど挙げて年貢以下の事柄をみていくことにしよう。

史料（1）正治二（一二〇〇）年正月二十五日付の「源頼朝下文案」[21]

右人、可為彼職、但於荘務及年貢課役者、不成濫妨、可致沙汰状如件、以下

（※補註―「彼職」＝播磨国福井荘地頭職）

史料（2）承久三（一二二一）年七月八日付の「六波羅下知状案」[22]

河内国金剛寺者、御室御領也、云有限御年貢已下荘務、云運上之路次、不可有其妨也、（下略）

史料（3）文永三（一二六六）年四月　日付の「某袖判下文」[23]

右、以人為彼職、御年貢以下万雑公事等、可令荘務執行之状如件、荘官百姓等宜承知、勿違失、故下、

（※補註―「彼職」＝和泉国日根荘預所職）

史料（1）・史料（2）・史料（3）をみるかぎり、荘務とは「御年貢以下」の万雑公事などの課役を範疇に入れたものであることが理解できる。

言い換えると、荘務の範疇・内容とは〈年貢（米）以下万雑公事〉の徴税のことといえよう。そして、さきに掲げた史料（1）・史料（2）・史料（3）に示されている荘務の範疇・内容はこれらの史料以外にも明示されている。すなわち、建治二（一二七六）年六月十日付の「若狭太良荘預所定宴下知状案」の「早任寺家御教書、如元阿性房令荘務、有限御年貢以下御公事、可致其沙汰者」云々という記載[24]や嘉元二（一三〇三）年七月二十七日付の「将軍久明親王奥判下文」にみえる「右、以人補任彼職、令執行荘務、恒例臨時御公事、無懈怠可致其沙汰之状」という文言[25]からも窺える。

このように荘務の範疇・内容として、年貢・雑役公事が提示できる反面、嘉禎元（一二三五）年十月二十五日付の「関東下知状」の「備後国大田荘荘務間十箇条事」をみると、

所謂加徴事、関東人夫役事、長日菜料事、百姓逃亡跡名田事、吉方行方違事、桑事、佃事、勧農事、過料事、殺生禁断事、已上十箇条、子細具状、自今以後、両方守此旨、可致沙汰之状、依仰下知如件、

という記載[26]のように、荘務間一〇ヶ条の存在が窺える。この一〇ヶ条は〈三善康信（善信）置文〉と称されるものである。この置文に示されている「加徴」「人夫役」「菜料」などは、さきに触れた荘務にかかわる「年貢」「雑役公事」などの課役の範疇に入るものと考えられるかもしれないが、すでに掲げた荘務関係史料には「名田」「方違」「桑」「佃」「勧農」「過料」「殺生禁断」などに関する文言はほとんどみられなかった。

ただ、年貢・雑役などの課役に加えて「雑事」が荘務に含まれていることは、承久四（一二二二）年四月五日付の「北条義時書状」にみえる。すなわち、「不及散□[用]候□今年荘務落居、御年貢・課役・雑事守式法、可有御沙汰候」という文言[27]があり、「雑事」が逃亡跡名田、吉方行方違、桑、勧農、過料、殺生禁断などのいずれを含むものかは明確に言及し得ない。ただ、この文言から荘務には守るべき〈式法〉の存在が窺えるが、この式法がいかなるものかは、史料から検出しがたく明らかにできない。ただ、〈荘務〉の範疇・内容とは、年貢（米）・課役・雑事であり、嘉禎二（一二三六）年八月　日付の「東大寺政所下文案」にみえる「右、以人任相伝之理、所令補任也、早可令荘務知行、於有限年貢以下雑公事者、任先例無懈怠、可令勤仕」という記載[28]からも、年貢・雑公事などの勤仕をもって〈荘務〉と捉えられ

ていたことがわかる。

さらに、さきに挙げた文永三（一二六六）年四月　日付の「某袖判下文」の「右、以為彼職、御年貢以下万雑公事等、可令荘務執行之状如件」という記載[29]、文永四年（？）の「紀伊阿氏河荘雑掌重申状案」にみえる「押領荘務、依打止御年貢、言上子細間」という文言[30]、そして嘉元二（一三〇三）年七月二十七日付の「北条時村下文案」の「右、以人補任彼職、令執行荘務、恒例臨時御公事、無懈怠可致其沙汰之状、所仰如件」という文言[31]によって、荘務の範疇・内容として、年貢・雑公事が主なものであったことになる。

では、所務の範疇・内容とはどのようなものであろうか。また、この検討以前に〈所務〉の用語が現われる時期を再確認しておきたい。

荘務の初見が九五〇年代であるのに対して、〈所務〉出現時期は、鎌倉幕府成立直前の一一九〇年代であり、すでに掲げた史料であるが、次の建久元（一一九〇）年五月十三日付の「源頼朝御教書」をみると、「井家荘内都播方、号地頭致方々不当之間、不用領家之所命、不受京下之使者、押領所務、毳陵土民、況乎自名之課役、一切不致其勤之由、自　院所被仰下也」という記載があり[32]、加賀国井家荘における（領家）所務が地頭職付帯者なよって押領されていたことがわかる。

そして、この御教書が出された一一九〇年代以後、徐々に「所務」云々という史料が現われるようになる。次に、すでに掲げた史料を含めて三例ほど掲げることにしよう。

まず、元久二（一二〇五）年正月九日付の「関東下文案」をみると、

補任　地頭職事

源重平

右、件両所、為重代相伝之領、于今無相違令知行之由申、其上且為御家人、且為地頭、可執行所務之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

とあり[33]、肥前国宇野御厨内の伊万里浦および津吉浦の両所の地頭職付帯者である御家人が、所務執行をおこなうべき下文である。

次に貞永元（一二三二）年九月十四日付の「関東下知状」には、播磨国福井荘西保の「下司・公文両職事」の条で

右、預所法橋有全与地頭藤原氏代右兵衛尉頼康遂対決之処、如有全申者、地頭補任以後、荘官等不従領家之所務、経七箇年之間、申宛新給田於荘官等畢、（下略）

と記載[34]されている。

また、建治三（一二七七）年八月　日付の「石清水宮寺公文所下文案」にも、所務を執行せしめることが記載されている。すなわち、

右以人、為彼職、令執行所務、御年貢以下雑物等、任先例、無懈怠、可致其沙汰之状、依長吏仰、下知如件、

とあり[35]、所務の範疇に「御年貢以下雑物等」を含んでいたと理解ができる。

さらに、永仁三（一二九五）年五月七日付の「関東下知状」にみる越前国太良荘の「相論所務条々」には、

勧農事
百姓名為六名由事
助国名事
七段三百歩畠事

依地頭非法百姓等難安堵事
公田一町事
末武名事
公文職并薬師堂馬上免田畠事
本百姓外充行別役於脇在家事
地頭佃事
大蒭事
右、条々、任六波羅執進永仁二年四月和与状、相互可致所務沙汰
者、依鎌倉殿仰、下知如件、

という記載があり[36]、沙汰すべき所務は一一ヶ条に及んでいることが窺える（すでに触れた三善康信が明示した一〇ヶ条の荘務と近似することを指摘し、一〇ヶ条については後述したい）。

これらの史料によるかぎり、所務の範疇・内容は〈年貢以下雑物等〉をはじめ、〈勧農・百姓名・公田一町・名（含百姓名）・馬上免田畠・脇在家・地頭佃等〉であったことになろう。

さらに、太良荘における相論での所務条々と同様な所務の範疇を示す下知状が、一二〇〇年代後半にみえる。すなわち、正応二（一二八九）年四月二日付の「関東下知状」で、越中国石黒荘（山田郷内弘瀬西方）雑掌と地頭との相論での所務条々がそれで、「所当米并御服綿事」「新田事」「領家佃事」「弘瀬郷惣追捕使職事」「山手事」「天満市事」「柿谷寺事」「漆事」「勧農田事」「松本名事」「定景追捕領家政所、押取作稲等由事」「河手事」などの一二ヶ条項がある[37]。

このように所務は、一一九〇年代に現われるが、一二〇〇年代後半に至ると所務条々の範疇・内容の拡大（変化とみるべきかもしれない）がみられるようになる。また、所務条々と荘務条々の範疇・内容を比較してみると、同種の条項と異種の条項があるゆえに、所務と荘務の範疇・内容をもう少し検討すべきであろう。併せて、荘務と所務の掌握・執行主体がいかなる身分の者であるかも検討すべきであると考えている。なぜなら、荘務と所務の範疇・内容の同異および掌握主体の検討によって、所職付帯者による荘務または所務執行がおこなわれるという従来の論旨の再検討となるといえよう。

そこで、次に荘務と所務の実態と、両者の掌握・執行主体の存在形態を考えていくことにしたい。

第二章　荘務・所務の範疇・内容と荘務・所務の掌握主体の存在形態

荘園における荘務については、さきに示したように歴史関係の辞典にはその項目すら挙げられていない。また、すでに触れたように先学諸氏の荘園公領制あるいは「職」に関する論究においても〈荘務とは如何なるものであるのか〉という提示は、若干の諸氏を除いてほとんどないといえよう。

荘務について論究する黒田俊雄氏は、〈荘務権〉と〈職の権限〉にかかわる論稿で言及しているが、〈荘務の範疇・内容形態〉については詳細に論及していない。その要因は、黒田氏の視点が〈荘務〉ではなく、〈職の体系〉と〈職の権限〉であったことによるものであり、

「職」体系と権限に関連づけて荘務権について触れた論稿でることは確かであろう。そこで、次に黒田氏のその論及箇所を掲げることにしたい。

これを一つの荘園についてみれば、本家職・領家職・預所職・下司職・地頭職等々の各種の権限＝所領が「職」として重層的に構成されるのであって、（中略）。いく重にもなった職のうち、その荘園に含まれる土地と農民をともかく一個のまとまった経済体として――（中略）――把握して、荘園の現地を管理する権限をもつ職がなければならなかつた。この権限を荘務権というが、（中略）、「領主」の権限に発するものであつた。そして他の職による収取は、荘務を根幹とする収取の分け前にあずかる体制になつたのである。（下略）

と言及し[38]、黒田氏の荘務権とは、「職」がもつ現地の荘園を管理する権限のことであり、荘務権は「本家・領家など権門貴族・社寺の側にあるばあいと、荘司・下司・地頭などの在地領主などの側にあるばあいがあつた」と明示[39]している。

また、永原慶二氏も本家と領家のもつ領主権にかかわる論究において、次のように荘務権を捉えていることがわかる。すなわち、

平安末＝院政期に主として御願寺領という形をとりながら急速に膨張する皇室領荘園の性格は、一部の根本所領をのぞけば、他のほとんどが荘務権を保留する領家からの上分寄進＝本家権寄進によるものであることが明らかである。（中略）。すなわち、権門の法的権利の区分において問題とされているのは、それが「荘務権」をもつか、否かの点だけである。

と論及し[40]、法的権限の区分（永原氏の論及にみえる〈職権〉の諸所職の権限と解釈し得る）での問題は〈荘務権〉保有、否かであると明示している。さらに、永原氏は「立荘以前における国衙の権限に系譜をひく」もので、その権限とは「不輸租・臨時雑役の免除・不入権等」が荘園領主に容認されたものであると指摘[41]しているが、荘園領主権を中核においた観点からの究明によるものといえよう。

永原氏の中心的観点による〈荘務権〉は、さきに触れた黒田氏の言及による〈荘務権〉よりも一層具体的に荘務権の範疇・内容を提示しているといえよう。ただ、永原氏も論究において疑問（課題）のあることを指摘しているが、所職と荘務権とのかかわりで、荘務権のない得分的所職（預所）の存在が提示し得るものかということ、国衙から荘園領主に移譲・容認された荘務権の範疇・内容は、不輸租・臨時雑役免除、不入権と断言し得るものかということ、そして所職（得分権限）と荘務権は表裏一体の関係として把握し得るものかという疑問がのこる（黒田氏の所職と荘務とのかかわりを示した論及も同様である）。

そこで、はじめに荘園領主権を中核においた観点ではないが、所職とのかかわりで荘務の存在形態について、とりわけ荘務の範疇・内容の検討から進めていくことにしたい。

まず、すでに掲げた天喜四（一〇五六）年二月十二日付の「山城国玉井荘司僧源久解」をみると、「玉井荘御荘司僧源久解申請東大寺別当大僧都御室裁事」「請被殊蒙　鴻恩、任先例、源久偏令執行御荘務状」という文言[42]があり、所職と荘務の結びつきは確認し得ない（この

史料は、荘務の初見の時期から一世紀ほど後のものである）。

また、すでに掲げた史料であるが、天喜五（一〇五七）年十二月十九日付の「越後国石井荘前司兼算解」にも、「以去永承七年、兼算為彼荘司、罷下之間、荘務執行之程」という記載[43]があり（傍点―奥野、以下同様にて略す）、荘司の兼算が荘務を執行しているが、そこには所職とのかかわりを示す文言は認められない。

そして、これも以前に挙げた史料であるが、応徳元（一〇八四）年七月十一日付の「伊勢太神宮神主牒」をみると、「而従去承保二年春之比、大国御荘長任執行別当不知実名、字相模君云人、始為荘務執行下向之尅、不論是非、件神領田畠掠領之刻、一偏件君為悪人、忝破神威也」という記載[44]があり、相模君別当による荘務執行の状況が窺えるが、所職と荘務との繋がりは抽出し得えい。むしろ、荘司ではなく、別当による荘務の執行がわかる。

さらに、保延五（一一三九）年十一月　日付の「藤原周子寄進状」によると、

奉寄　所領一処事

在越前国東条郡内

河和田荘公験目録在別紙

右件処領、元者親父周衡朝臣先祖相伝私領也、継所譲与周子、仍為募御勢、永奉寄待賢門院之御願法金剛院御荘、以周子之子孫〻為預所、可執行荘務者、相副次第公験、所進如件、

とあり[45]、所領・和田荘の寄進者である藤原周子が預所となり、周子の子孫まで預所として荘務を執行すべきことが明示されているが、ここでも所職と荘務との繋がりは窺えない。

しかしながら、天永二（一一一一）年二月一日付の「紀伊国隅田荘公文職補任状」から所職荘務との結びつきがみられる。すなわち、

下　隅田荘

可為早以忠延公文職事

右、於荘務并下知事、皆悉可令沙汰之状如件、荘宜承知、依件行之、故下、

という記載[46]があり、忠延は隅田荘の公文職に補任されるとともに、隅田荘の荘務を沙汰（下知）すべきことが明示されている。また、同様な事態を示す史料として、文治元（一一八五）年十一月十八日付の「島津荘領家下文案」があり、同下文案をみると、

下　島津荘官等

可早任鎌倉御下文状、以左兵衛尉惟宗忠久為下司職、致其沙汰事、

右件人、任鎌倉殿下知之旨、宜為下司職、可令荘務沙汰之状、所仰如件、故下、

とあり[47]、下司職を充行われた惟宗忠久は荘務の沙汰をおこなうべきと明示されている。

隅田荘と島津荘に関する史料をみるかぎり、公文職あるいは下司職付帯者によって荘務沙汰（執行）がおこなわれていたことがわかる。しかし、二史料のみでは、所職と荘務との関連を充分に提示したとはいいがたいので、もう少し所職と荘務との繋がりを検討していくことにしたい。そこで、次に所職と荘務にかかわる史料を七例ほど掲げて

検討することにしよう。

史料A　建久七（一一九六）年六月十七日付の「源頼朝書状」[48]

越中国松永荘地頭貞近縦非重代之者、任荘務之間、懈怠不候者、強不及訴訟候哉、但度々依其沙汰出来候、随社家之下知、一事已上不可対捍之由、成下文候了、（下略）

（※補註・奥野―荘園領主＝松尾社［社家］）

史料B　正治二（一二〇〇）年正月二十五日付の「源頼家下文案」[49]

下　播磨国福井荘住人

補任地頭職事

藤原経兼

右人、可為彼職、但於荘務及年貢課役者、不成濫妨、可致沙汰之状如件、以下、

史料C　貞応三（一二二四）年四月六日付の「某下文」[50]

下　因嶋中荘

可早宛行公文職事

右、以人為彼職、荘務所任先例、可致沙汰状如件、荘官等所宜承知、勿違失、故以下、

史料D　嘉禎二（一二三六）年八月　日付の「東大寺政所下文案」[51]

政所下　東大寺領山城国玉井荘百姓等所

補任　下司職事

前下総守源朝臣保茂

右、以任相伝之理、所令補任也、早可令荘務知行、於有限年貢以下雑公事者、任先例無懈怠、可令勤仕、（下略）

（※補註・奥野―荘園領主＝東大寺）

史料E　宝治二（一二四八）年六月　日付の「光西（伊賀光宗）置文」[52]

当荘内今新田小谷佐子仏崎内荒野除之也

陸奥国好嶋西荘預所職者、為令沙汰進御年貢、所給預也、而譲与子息六郎左衛門尉光綱了、（中略）、任駿河五郎左衛門尉之時例、可令荘務也、有限於御年貢者、無懈怠、可沙汰進之状如件、

史料F　文永八（一二七一）年十月　日付の「前大僧正坊政所下文」[53]

定補　預所職事

左衛門尉藤原宗能

右人、宜為彼職、令荘務者、依仰下知如件、荘家承知、（下略）

（※補註・奥野―荘園領主＝神護寺）

史料G　正応二（一二八九）年四月二十九日付の「関白右大臣（近衛家基）家政所下文」[54]

関白右大臣家政所下　御荘々

可早以　　為預所職事

平等院領近江国河上荘

東北院領甲斐国布施荘

右人、為預所職、宜令執行荘務之状、所仰如件、故下、

（※補註・奥野―右大臣家＝本家、平等院・東北院＝領家）

史料Aから史料Gまでをみるかぎり、史料Aを除くと、所職と荘務

が繋がりをみせている。また、所職と荘務執行（沙汰・勤仕）と関係する所職は、必ずしも預所職付帯者とはかぎらず、地頭職、公文職、下司職などの職付帯者（被補任者）であった（史料B、史料C、史料D）。ただ、掲げた七例の史料をみるかぎり、確かにこれらの「職」付帯者より預所職付帯者の方が多い（史料E、史料F、史料G）。

このように例示した史料によるかぎり、所職と荘務との結びつきは確かなものであるが、越中国松永荘の地頭による荘務の任務には、「職」付帯（補任の文言）はない（史料A）。また、地頭職付帯者が必ずしも荘務を執行するとはかぎらないことは、貞応元（一二二二）年五月六日付の「北条義時請文」によって窺える。すなわち、

八幡宮御領河内国甲斐荘事、成敗状進覧之、縦雖被置地頭職、相従荘務、不致濫妨候者、何可有訴訟候哉、（下略）

とあり、[55] 河内国甲斐荘に地頭職が設置されていることがわかるとともに、地頭職付帯者が荘務執行・沙汰をおこなっているのではなく、「相従荘務」という文言が示すような事態であったといえよう。

この地頭職付帯者と若干状況は異なるが、地頭職付帯者を否定して下司職付帯者を容認する事象がみられる。それは、天福二（一二三四）年五月二十日付の「前左大臣下文」に記載されている。すなわち、

前左大臣家政所下
　応早任武家下知状、止左衛門尉兼重自由沙汰、如本為下司職、停止地頭職号淡輪荘事、
（　中　　略　）
右、件兼重所進両通関東下知状、下司職之条炳焉之処、掠事於奇謀、猥称地頭職、抑留有限之領家御年貢、云加徴、云新給田、厨雑事年〻犯用、其数巨多也、猛悪之甚、殆無比類者欤、（中略）、早任彼状、如先例守下司一職、不可致荘務煩之状、所仰如件、沙汰人百姓等宜承知（下略）

とあり、[56] 地頭職と称することを拒否して、先例のように下司職付帯者として〈荘務執行〉をおこなうべきことが明示されている。

このような地頭職付帯者による荘務の執行・沙汰を拒否し、下司職付帯者に荘務をおこなわせる事由の一つに荘園領主と幕府との間に荘園（所領）を基盤にして勢力的かけ引きが底流にあったと想定し得る。

このことはともかく、荘園における荘務権を掌握していたのは、必らずしも預所付帯者のみでないことは確かであり、さきに掲げた史料Dと史料Eをみると、荘務の範疇・内容の基本形態とは年貢以下雑公事であることがあらためて確認できる。

ただ、年貢米や雑公事の収取にともなう荘務の職務として、永原氏が指摘するような権限――検注権、臨時役賦課権、荘務権（侵害）救済・停止等命令権、上分割決定権など――の行使があった[57]ことは否定できない。だが、臨時課役賦課と雑公事との関係が判然としない。また、永原氏の荘務権の範疇・内容には、国衙容認・継承の検断権が含まれるような論及には、課題が内在させているようにみえる。この課題とは、荘務の出現時期から検断権が存在していたものか、それとも時期が下がって検断権が現われたものかという疑義である。

確かに「荘務」用語が現われた時期には、「検断（権）」云々という用語は荘務の範疇・内容にみられない。むしろ、その後の「荘務」

云々という記載にみられるのではないかと想定し得る。すでに掲げた大田荘の〈三善善信（康信）置文〉の荘務一〇ヶ条には、課役、所領に加えて方違、過料、殺生禁断の条項はあるが、〈検断（権）〉の条項は存在しない。

しかし、嘉禎四（一二三八）年五月十四日付の「関東御教書」をみると、

多田荘条〻荘務事

一　当荘内山子役加納荘〻犯過人事

右、前〻者、彼荘〻内有犯過人之時者、自当荘検非違所、無左右令搦取云〻、（中　略）

一　検断事

右、犯過人出来之時、政所代相共、糺明犯否之後、於落伏重科輩者、仮令五分内、政所二分、（中略）如此令配分、可致沙汰也、

一　御所修理事

右、修造之後、年序相積之間、令及破損云〻、早支配前々勤来郷〻、可令加修理也、（下略）

とあり[58]、「検断」の条項は荘務に含まれている。

この嘉禎四年の同御教書に示されている荘務条々の一つである検断は、その後の荘務関連の諸史料から抽出しがたい。ただ、荘務の範疇・内容に加えられている検断の条項は、さきの嘉禎四年の御教書からほぼ三〇年後になるが、文永三（一二六六）年四月九日付の「関東下知状」にみえる所務相論にかかわる記載に、

一　検断事

右、如竹王丸申者、季平・国平二代之間、於新荘者、致沙汰之処、（中略）、且子細申公文段畢、検断事、為同篇欤云〻、如重兼申者、季平・国平致沙汰由事、不実也、本仏得遠平譲、致沙汰之後、経年序畢、（下略）

とあり[59]、新荘の検断沙汰にかかわる係争を示している。同下知状には、検断以外に「安芸国沼田新荘惣地頭職」を含めて一二ヶ条に関する条項が記載されている。また、各所務条項と『沙汰未練書』の所務沙汰との関連（荘務条項関連も含む）についても、所務条項のところで論及していきたい。

ところで、それ以前に荘務と所務条項からみて、あたかも荘務が所務に吸収されたのかと考えられる史料がいくつかあるが、次に預所職付帯者が荘務を執行する場合と所務を執行する場合のあることを提示しよう。

すでに挙げた文永三（一二六六）年四月　日付の「某袖判下文」に

下　日根荘井原荘官百姓等

定補預所職事

左兵衛尉中原盛経

右、以人為彼職、御年貢以下万雑公事等、可令荘務執行之状如件、

荘官百姓等宜承知、勿違失、故下、

とあり[60]（傍点―奥野、以下同様にて略す）、和泉国日根荘における預所職補任によって年貢以下万雑公事などの荘務を執行させることが窺える。

一方、時期が少し下がるが、建治三（一二七七）年八月　日付の「石清水宮寺公文所下文」には、

寺家公文所下　餅田村
補任　預所職事
藤原義祐

右以人、為職、令執行所務、御年具以下雑物、任先例、無懈怠、可致其沙汰之状、依長吏仰、下知如件、

とあり、[61]預所職の補任にともなって年貢以下雑物などの所務を執行せねばならなかったことが窺える。

二つの史料から、預所職付帯者と荘務および所務との結びつきを預所＋荘務（＝同種条項所務）という図式または預所職＋所務（荘務）という図式が想定し得る。とくに、後者の図式の想定根拠として、弘安十（一二八七）年十一月二十七日付の「関東下知状」にみる「八幡宮寺領淡路国鳥飼別宮雑掌与地頭佐野木工助富綱法印（法名慈仏）代清綱相論所務条々」という文言[62]に加えて、「相論所務条々、一、当荘務、守天福御下知、領家遂一荘正検、地頭給田畠十一町別一町（割註略）可為地頭得分事、（中略）、所詮、領家遂一荘正検、守新補率法、可取地頭之得分也」という記載[63]によって、〈荘務〉は所務条々の条項の一つに含まれていたことが窺える。

また、前者の図式は預所職との繋がり以外でも想定できる。この場合は所職との結びつきと関係なく荘務＝所務という点に絞られる。次に荘務＝所務に関連する条項を示す史料を二例ほど挙げることにしよう。すなわち、一例は正応二（一二八九）年十一月十七日付の「薩摩伊作荘雑掌地頭和与状」であり、[64]この和与状には、一三ヶ条が明示されている。その条々の内、荘務の条項は、「一　百姓名事」「一　逃亡百姓跡稲事」「一　弘安元年色々年貢事」「一　領家御米事」「一　検断事」「一　井牟田事」「一　野畠事」「一　下司給一町所当事」という八ヶ条である。[65]

そして、同じ薩摩国伊作荘と同国日置北郷における所務相論が領家と地頭の間で生じた結果の和与では、正応二年の和与と異なる所務条々がみえる。すなわち、正応五（一二九二）年十一月三十日付の「薩摩日置北郷領家地頭所務和与状」がそれで、[66]同和与状には「一　桑代事」「一　検断事」「一　地頭得分雑掌下司抑留等事」「一　建治元二三・弘安元二三御米代并色々御年貢、寺社勘料身代、下司名得分等、地頭抑留事」「入藍事」という[67]五つの条項がある。その内、検断、（建治二年、三年・弘安元年、二年、三年の）御米代および年貢などは、もともと荘務執行の条項と同じものであったと考えられる。

ただ、所務の条項に荘務の条項を含めるようになった事由は、現段階では明確に提示できない。いかなる要因によって所務が荘務をと取り込むようになったのかは明らかでないが、所務条項に荘務条項を加えるようになってきた時期は、一二〇〇年代後半以後であろうと考えている（もう少し時期を限定するなら一二七〇年代前後であろうか）。

とりわけ、所務と荘務にかかわる多くの史料をみるかぎり、一二〇〇年代前半から中頃にかけて所務関連の史料が増え、荘務関連の史料が減りつつあり、それ以後は次第に所務関連の史料（主に所務相論）が大半を占めるようになる。

そこで、あらためて荘務が所務の範疇に含まれ、あるいは所務と同一化したような事象は、どのような要因によるものであるのかを検討していくことにしよう。

言い換えるならば、荘務のみの時期から所務が現われて以後にみる〈荘務〉と〈所務〉との意識的な差異は史料上で表現されているものか、否かを検討すべきであると考えている。それゆえ、次に所職と関連させて、荘務と所務の差異の有無を諸史料から窺っていくことにしたい。

まず、建保五（一二一七）年正月二十七日付の「宗清願文案」をみると、「至于荘務、永随所職、勿附其人、又課役内、御修理　行幸御幸放生会臨時祭修正等之外、不可宛他事」という文言があり[68]、荘務は久しく所職にともなっていたこと、荘務執行による課役に修理、行幸、御幸、放生会、臨時祭、修正（会）以外の事柄はないことが明示されている。とりわけ、所職にかかわる荘務の存在が窺える。

しかし、貞応二（一二二三）年十月　日付の「田中宗清願文案」をみるかぎり、さきの建保五年の願文案に示されている荘務に関する認識を否定するかのような記載があり、あたかも五年後の貞応二年の願文案の記載者の意識変化を表現するようにもみえる。すなわち、願文案に明示されている荘務とは

弟子もしかたしけなく神徳をかふりて、つねに身のゝそみをとけば、ひとしくこの荘園をわかちて、（中略）、よろしく万代のあとをのこさむ、荘務にいたりてハ、なかくその職にしたかひて、その人につくへからす、又あてもよおすことのなかに、御修理・行幸・御幸・放生会・臨時祭・修正そのほか他事をあつへからす、（下略）

という記載[69]がそれであるが、（永年に亘る職付帯の）人に荘務を付けるべきでないと解釈し得る。そして、「対捍せしむる事なかれ」「人の所帯をゝりやうすへからす」という人道的要素を含んだ文言[70]もみられる。

二つの願文案によって、所職と荘務とのかかわりがわかるとともに、長期に亘った所職＝「職」付帯（補任）を否定していることが理解し得る（長期の所職の否定には、荘務執行に支障をもたらすことを暗示していると理解したい）。

ゆえに、嘉禎四（一二三八）年三月二十五日付の「足利義氏寄進状案」にみるように、「但於荘務者、以法眼隆禅可致沙汰、雖後ゝ為隆禅之計、撰器量者、可有沙汰」という文言[71]が示すように器量の者を選ぶことが意識されていたといえる。

このように荘務を執行する者として器量のあるものが選出される様子と同様に、所務執行者においても意識されていたことが次の史料によって窺える。すなわち、建治元（一二七五）年十一月二十七日付の「湯浅宗親請文案」の「但去二十五日参対雑掌者、非所務之仁候、被召上所務雑掌従蓮候者、（中略）、凡従蓮在国シテ、頻張行濫務」という文言[72]によって理解し得る。これが、荘務あるいは所務執行者（知行人）に対する共通する認識・意識であるとともに、共通条件でもあったとも考えられる。

このような事象は、荘務あるいは所務の執行をおこなう者の「職」

付帯（補任）にともなう認識・意識とも理解できる。その事例を示すと、時期が下る弘安六（一二八三）年九月　日付の「大和春日社政所下文」にみえる

右、当保領主職之事、長者宣并国宣、実眼[深カ]門跡相承之候、而可保務云々、而今非器量領主条、太以不可然、此条併背　長者宣等之記録旨了、於今者、不可用彼青女所務、早於年貢以下済物等者、任員数、納于保庫、可随重下知也、（下略）

という記載[73]と、同下文の前文にある「且任　長者宣・国宣并本領主記録等旨、雖替青女領主職、於年貢以下済物者、先納置保庫、随重下知」という文言[74]によって、青女は〈器量〉の者でないゆえに領主職を改易されるとともに、領主職に結びついた職責である所務執行がおこなわれ得なかったことが、この政所下文から読みとれる。

この領主職付帯者の所務とは異なり、地頭による領家・預所の所務への再三の非法への訴申で、荘務を敍用して弁済する年貢の検注を遂げるという状況を、弘安六（一二八三）年十二月八日付の「六波羅御教書案」は記載している。すなわち、「重訴状具書[申カ]、領家・預所々務事、地頭不及相□問、度々加下知之処、（中略）、早停止雑掌所訴□条々非法、敍用荘務、弁済年貢、可□[遂カ]御検注」という文言が明示[75]している。

このように地頭が関与し得ない所務が存在し、その存在を意識していたことが、弘安七（一二八四）年七月一日付の「関東下知状案」の記載からもわかる。すなわち、

一　名田[同脱カ]三町五段下地事

右、訴陳之越子細雖区、所詮、島津荘三箇国日向・大隈・薩摩内、云本荘、云寄郡、云私領、所務各別也、本荘者領家一円之地、寄郡者半不輸、私領者領家・地頭不相綺、仍代々給安堵御下文之由、（下略）

とあり[76]、本荘、寄郡、私領には別々の〈所務〉が存在していたことが窺える。

そこには、当然ながら〈所務〉と〈荘務〉が異なった知行形態の存在を示していたことになろう。とくに、少し時期が遡るが、明確に表現している「肥後鹿子木荘相伝次第」（正元元［一二五九］年の史料と認識されている）にみえる「高方者為荘家領掌進退之預所職」「於預所職并荘務領掌者、一向高方之末流、可進退」という文言[77]によって理解し得る。

そして、荘務の存在は、荘園経営にとってもつとも重要な基盤になるたことを意識していたことも窺える。すなわち、天福二（一二三四）年正月　日付の「備後大田荘地頭三善某注進状」に「所詮於当預所代、荘務者御荘損亡之基、且諸衆御為云、、地頭為云、旁公損次第也」という文言[78]によって理解し得るであろう。

さらに、次の史料から荘務と所務に関する認識と両者の違いを承知し得る記載が窺えるであろう。すなわち、時期は少し下るが、嘉暦二（一三二七）年六月二十七日付の「六波羅下知状」にみると「高野山金剛峯寺衆徒并備後国太田荘雑掌朝西与当荘本郷寺町地頭上田弥四郎冬倫覚源相論、追出雑掌押取所務由事」において（以下、「太田荘」を「大田荘」と統一する）、

右、就訴陳、召出両方於引付之座、相尋之処、朝西則、彼地頭荘官百姓等、相共追出雑掌、押取所務、（中略）、凡当荘領家所務、代々預所等守本願聖人置文、可致穏便荘務之条、先規也、（中略）、於今者不堪連々非法、令補穏便之仁、可致荘務欤、且於当荘下地者、帯関東御下知、令管領畢、（下略）

と記載し[79]、大田荘雑掌の追い出しの事情とともに、地頭側による所務の押取について明示している。併せて、大田荘の代々の預所は本願聖人（鑁阿上人）置文を守って荘務執行を穏便にするべきことが先規に記載されていることを示している。

この下知状の記載は、すでに述べたが、所務の条項に荘務が含まれるであろうと想定した事態を示唆しているようである。「当荘領家所務」という文言以下の記載から、領家所務→預所（代行）所務保守→（穏便な）荘務執行という図式をあらためて考えるべきかもしれない。そして、この図式の根底には、すでに示した所職＝（所務＋荘務）という想定の図式があり、当然ながら〈荘務〉と〈所務〉の別々の存在形態があると考えている。

では、所務相論にみる社寺権門の荘園領主と地頭を含む在地領主との勢力抗争、または在地領主勢力伸長に所務および荘務がどのようにかかわっていたのであろうか。

とりわけ、次に在地領主勢力伸長とその手段に〈所務〉と〈荘務〉がなり得たものか、否かについて若干検討していくことにしよう。

第三章　荘務押領と所務相論にみる荘園領主勢力と在地主勢力の抗争

現存史料からみて荘務（九五〇年代）と所務（一一九〇年代）との出現時期の差は約二四〇年になる。そして、史料上に現われた所務にかかわる荘園領主と在地領主である地頭らとの間で生じてきた係争は、一一九〇年代に引き起こっている、すなわち、すでに触れた建久元（一一九〇）年五月十三日付の「源頼朝御教書」の「井家荘内都幡方、号地頭致方々不当之間、不用領家之所命、不受京之使者、押領所務、寃陵土民、況乎自名之課役、一切不致其勤之由」という記載[80]によって、地頭による所務の押領の状況が窺える。荘園領主と在地領主である地頭らの勢力との間で起こっていた所務相論より地頭の所務押領のほうが先駆的であるのかもしれない。

また、所務より早く史料に現われる荘務の係争は、所務係争より三〇年後に生じてくる。すなわち、承久四（一二二二）年正月　日付の「醍醐寺解案」にみる「去年合戦以後、荘務為武家被押妨之上、遂字本間左衛門尉家茂、帯地頭下文、令押領荘務」という文言[81]から、地頭本間左衛門尉家茂に伊勢国曽祢荘の荘務が押領されたことが窺える。

そして、同解案には、地頭本間家茂と同様な状況が記載されている。つまり、尾張国安食荘の荘務違乱（押妨）が地頭によっておこなわれていた[82]。また、加賀国得蔵荘の荘務を地頭が押領し、非法をおこなっていたことが明示[83]されている（いずれも「去年合戦以後」に地頭に補された共通点がある[84]）。

このように地頭による荘務押領の事象は、承久年間以後もみられ、次に二例ほど掲げることにしたい。

まず、文永四（一二六七）年七月　日付の「東大寺申状案」の「欲早被裁許、停止寺領美濃国茜部荘地頭代左衛門尉行村自由押領、荘務可為当寺（寺家）進退由并（依）犯用百口学生供料絹等、被行（行）村於重科子細状」「然而其後数代止請所之儀、寺家之雑掌令荘務畢、（中略）、今更雖不及訴訟、近年又依宛行之、地頭代自由押領之間、所訴申也」とあり、[85]茜部荘の地頭代左衛門尉行村の押領に対する訴訟が暗に示されている。

次に文永四（一二六七）年の史料と考えられる「紀伊阿氏河荘雑掌重申状案」をみると

紀伊国阿弖河荘雑掌重申

欲蒙且依道理、且准傍例、可糺返旨御成敗、為湯浅三郎左衛門入道成仏、押領荘務、依打止御年貢、言上子細間、就被尋下、捧偽陳無謂事、

という記載があり[86]（傍点―奥野、以下同様にて略す）、湯浅左衛門入道成仏は在地勢力の地頭で、入道成仏によって阿氏河荘の荘務が押領されたことを示している。

この紀伊国阿氏河荘の荘務に関することが、建治元（一二七五）年九月　日付「紀伊阿氏河荘上村雑掌従蓮申状案」から窺えるとともに、地頭湯浅宗親の在地勢力伸長の様子がわかる。すなわち、

任本所御成敗之旨、可致所務之処、雖一事不止非法、剰称及訴訟、溺取百姓二十余人、押取数疋之牛馬、悪行超過日来之間、於雑掌職者、被改補于従蓮了、（中略）、無是非追出其身、一円押領荘務、尤無道也、（中略）、所詮、先停止宗親之濫妨、被安堵雑掌之後、（中略）、被召上宗親、遂対決、（下略）

とあり、[87]宗親濫妨の様子が窺え、荘務一円の押領に対する訴訟である。

このように荘園領主と在地領主との係争対象として〈荘務〉があるが、荘務関連の諸史料には〈荘務相論〉は存在しない。むしろ、〈荘務押領〉あるいは〈荘務濫妨〉にとどまる。

では、〈所務〉における押領・濫妨の事象は存在するのであろうか。さらに、〈所務相論〉とのかかわりは存在するものかも視野に入れて、次に所務における荘園領主と在地領主との係争について検討していくことにしよう。

地頭による所務押領については、さきに一例掲げたが、所務押領あるいは所務違背（張行）などの地頭不法の事象は、一一九〇年代以後もみられる。その事例として、まず建長五（一二五三）年十月十一日付の「関東御教書」の「諸国本新地頭所務事」に

所詮、（任脱カ）本司所務之例、考先規之由緒、可致沙汰之処、仮地頭名字、掠往代之所務、構新儀、称本地頭之例、致押領之条、甚以無道也、（下略）

と記載[88]され、新地頭による所務押領の状況が窺える。そして、この御教書の前文には、「地頭所務者、不可依年記、押領之後、雖経年序、且任往昔之由緒、且追本司之跡、致沙汰、不可有新儀非法」「雖賜地頭職、何背旧古之由緒、可令押妨領家・国司所務哉」云々という文言[89]がみられる。

これらの記載によるかぎり、本地頭と新地頭の所務に関する定めの

存在がわかるとともに、本地頭の武威を募って張行の事態が窺える。

このように地頭の所務押領がおこなわれていたが、この間にも荘園領主と在地領主である地頭らによって所務相論・和与が生じていた（仁治元［一二四〇］年閏十月十一日付の「関東下知状写[90]」、弘安元［一二七八］年七月五日付の「藤原光定和与状[91]」、弘安八［一二八五］年七月三日付の「関東御教書[92]」、そして永仁元［一二九三］年九月十二日付の「関東下知状案[93]」の四つの所務相論・和与の史料を挙げておくことにする）。

このように荘園領主と在地領主との所務係争が一三二〇年代に至るまで存続していくことは、すでに掲げた嘉暦二（一三二七）年六月二十七日付の「六波羅下知状」の「備後国太田荘雑掌朝西与当荘本郷寺町地頭（中略）冬倫代覚源相論、追出雑掌押取所務由」という文言[94]から窺える。

そこで、あらためて備後国大田荘での荘園領主と在地領主との係争について、一一九〇年代から一三〇〇年代に至るまでの期間にどのような事態が生じていたかを検討していくことにしたい。

なぜならば、約一一〇年間に荘園領主と在地領主との係争は、両者の領主勢力状態を示唆してくれると考えたからである。ただ、すでに挙げた建久五（一一九四）年七月七日付の「備後大田荘相折帳」にみえる「御荘之荘務執行奉付寺家事」「而於彼荘務之職、鑁阿之門跡師ゝ相伝」という記載[95]と、天福二（一二三四）年正月　日付の「備後大田荘地頭三善某注進状」の「右、条ゝ非法狼藉、子細如此」「預所非法雖重、（中略）、自本所無其御成敗」という文言から[96]、大田荘の荘務（職）は門跡相伝によるもので、荘務執行は預所（または預所代）によって行使されていたことがわかる。また、某注進状と同様に預所または預所代による荘務執行にともなう非法がおこなわれていたことを、正安二（一三〇〇）年四月　日付の「備後大田荘々官百姓等解[97]」によって知ることができる。同解文には、「供僧之外不住山之人、不可執行荘務」「不住山之人、不可執行荘務由」「任本願上人御起請文之旨、被停止在家人之所務」と記載され[98]、住山の人＝供僧以外の荘務執行はすべきでないことと、鑁阿上人の起請文の趣旨によると在家人の所務執行も認められていないことが窺える。

このような大田荘における荘務と所務には、鑁阿による厳格な規範がある。また、翌正安三年六月二十一日付の「備後大田荘桑原方地頭太田貞宗所務和与状」の「高野山根本大塔領備後国大田荘桑原方領家地頭所務条ゝ」の記載[99]によるかぎり、荘内寺社、地頭名荘官名雑免胡麻、地頭荘官納所得分、勧農、（尾道浦）同浦公文、惣追捕使、地頭荘官名年貢結解などの条項とともに、「若背此和与状、或企越訴、或令致所務濫妨者、可被申行違背之罪科也」と明示[100]されている。

大田荘桑原方での和与がなされた時期から六年後の嘉元四（一三〇六）年九月七日付の「関東下知状」をみると、「大田荘雑掌頼覚与当荘大田方山中郷地頭富部兵庫允信連相論所務条ゝ」とあり[101]、大田荘内の大田方地頭と荘雑掌との間で所務相論・係争が引き起こっていたのである。この所務条々には、「雑免事」「百姓分年貢事」「地頭押作平民名、不弁年貢事」など[102]を含めて一〇ヶ条の相論条項がある。

さらに、嘉暦二（一三二七）年六月二十七日付の「六波羅下知状」

を窺うと、「金剛峰寺衆徒并備後国大田荘雑掌朝西与当荘本郷寺町地頭上田弥四郎冬倫代覚源相論、追出雑掌押取所務由事」とあり[103]、荘園領主側を追い出して強行に所務を押し取った在地領主の地頭側地頭代覚源の情勢が鮮明にわかる。そして、同下知状の「凡当荘領家所務、代〻預所等守本願聖人置文、可致穏便荘務之条、先規也」「而当預所良縁、対無誤之土民等、帳行非法之余」「於今者不堪連〻非法、令補穏便之仁、可致荘務欤」という記載[104]から、〈領家―所務〉〈預所―荘務〉という位置づけが考えられるとともに、覚源の言い分として〈預所―非法〉によって穏便な所務相論は、覚源の承伏にともなって結末を迎えるが、ここでも荘務が所務の範疇・内容に含まれるような記載がみられる。

言い換えると、大田荘における所務相論には荘務が内在し、荘務の主な職責である年貢収取が所務相論での主目標であったことを、大田荘内での荘園領主と在地領主との係争が物語っている。とりわけ、この所務相論と和与については、すでに平山行三氏によって詳細に論究されているので、平山氏の論稿に譲りたい[105]。とくに、相論事実で、所務違背、年貢未進、そして下地非法の事例が重要かつ多いことを指摘[106]しているが、所務と荘務とのかかわりで年貢未進や年貢濫妨についての論及はない。また、平山氏は領家と地頭との相論にかかわる論究で、「地頭が鎌倉殿から認められた権利と、負わされた義務を所務と称し、これが地頭職の内容である」と言及[107]しているが、地頭に与えられた領家・荘園領主に対する義務・権利が〈所務〉と提示し得えるかが問題点として提起し得る。

なぜならば、所職と荘務・所務との繋がりは、すでに触れた史料によって明示してきたとおりであり、かならずしも地頭職（付帯者）が所務を持ち得たとはかぎらず、「不用領家之所命、不受京下之使、押領所務[108]」、「地頭補任以後。荘官等不従領家之所務[109]」、そして「補任預所職事」「為被職、令執行所務」という文言[110]から、もともとは領家が保持していた〈所務〉が、預所職や地頭職などの「職」付帯者へ委ねられたのではないかと充分想定し得る。

だが、平山氏は領家と地頭との相論における和与の状態を論究して、石清水八幡宮領横田荘や播磨国久留美荘における相論・和与を事例として、「中分が最終的手段として考えられていたことを示す」と言及[111]していることは、的確に領家・荘園領主側と地頭・在地領主側の意図を表現しているといえる。

ここでは、荘園領主と在地領主との間で繰り広げられてきた係争（押領・違背・相論）以後の中分への検討はおこなっていないが、所務相論などの係争は、荘園領主勢力衰退と在地領主勢力伸長を物語っていると考えている。

言い換えると、荘園領主勢力の衰退と地頭などの「職」付帯者による在地領主勢力への伸長を助長したのは荘務・所務の押領、違背、相論などの係争であり、係争の展開過程で荘務を所務の範疇に取り込んでいったものと考えるべきかもしれない。

結びにかえて——今後の検討課題によせて

荘園公領制での荘務と所務が現われた時期をはじめ、荘務と所務の条々（条項）内容・範疇、そして荘園領主勢力と地頭・荘官などの在地領主勢力による荘務および所務にかかわる係争などを検討してきたが、荘務が所務の範疇で記載されていることには、もっと数多くの所務条項を分析すべきであったかもしれない。

また、荘務と所務にかかわる荘園領主勢力と在地領主勢力（主に地頭）との間で繰り広げられた所務押領・所務違背・所務相論などの係争を、荘官（とくに開発領主層の下司や公文の被任官者）に視野を広げていくことは、在地領主勢力が荘務や所務を介在した意図と存在形態をより一層明確にし得たのではないかと考えている。

そして、所務にみられた「勧農」「下地」という条項表示が一三〇〇年代に至るまで存在することは下地進止権と勧農権の同一化したと考えられている一二四〇年代以後の「勧農」「下地」とどのように結び付けられるものかという疑義を所務相論の条項と関連させて検討できなかった。

さらに、荘務と所務に関する史料にみられた「荘務職」「所務職」という「職」表示・付帯の荘務と所務について考えていけなかったことは残念である。なぜなら、荘務—所職—所務の関連性を基本に検討してきたが、「荘務職」「所務職」表示・付帯の存在は、所職（預所職、下司職、公文職、地頭職など）と荘務あるいは所務との結びつきを無関係なものと暗示しているかのようである。しかし、「荘務職」「所務」の存在は問題視すべきであったといえよう。

このように荘務と所務にかかわる課題は少なくないと考えられるとともに、今後の検討課題として提示して結びとしたい。

〔注〕

(1) 永原慶二「荘園制の歴史的位置」（『日本封建制成立過程の研究』所収）
(2) 黒田俊雄「荘園制社会の成立」（『体系日本歴史2荘園社会』所収）
(3) 網野善彦『荘園公領制の形成と構造』（『日本土地制度史の研究』所収）
(4)(5) 竹内理三「変質期寺領荘園の構造」（『寺領荘園の研究』所収）
(6) 平山行三『和与の研究』
(7) 『平安遺文』第一巻、第二六二号文書（以下同様にて、平安遺文一—二六二というように略す）
(8) 平安遺文三—七六〇
(9) 平安遺文三—八七三
(10) 平安遺文四—一二一二
(11) 平安遺文四—一五二四
(12) 平安遺文四—一六六三
(13) 『鎌倉遺文』第一巻、第四四七号文書（以下同様にて、鎌倉遺文一—四四七というように略す）
(14) 鎌倉遺文二—九二一
(15) 鎌倉遺文三—一五一七
(16) 竹内理三「変質期寺領荘園の構造」（『寺領荘園の研究』所収）。永原慶二「荘園制の歴史的位置」（『日本封建制成立過程の研究』所収）。黒田俊雄「荘園制社会の成立」（『体系・日本歴史2荘園社会』所収）。網野善彦「荘園公領制の形成と構造」（『日本中世土地制度史の研究』所収）。これらの論稿以外にも所職と荘務あるいは所務との関係を提示する論及はあるが、ここでは割愛する。

(17) 鎌倉遺文七―四四五三
(18) 鎌倉遺文七―四六五八
(19) 鎌倉遺文七―五〇三一。「荘務」にかかわる史料を、次に年次的に五例ほど挙げていくことにしたい。文治四（一一八八）年十二月十二日付の「大江広元注進状」の「件嶋被置地主職之許也、毎事守荘務之例」という文言（鎌倉遺文一―三五五）、建久五（一一九四）年七月七日付の「備後大田荘相折帳」にみえる「高野山根本大塔御領備後国大田荘之荘務執行奉付寺家事」という文言（鎌倉遺文二―七二九）、承元四（一二一〇）年十二月二十三日付の「東大寺別当宝成政所下文」の「右、秋友雖令補任彼職、（中略）、於今者、秋友可相交荘務者也、荘官・百姓等可存其旨也」という記載（鎌倉遺文三―一八五一）、承久三（一二二一）年六月二十二日付の「前対馬守藤原某下文」の「一　御荘務間事」「右、御使下向以前者、為政所元安奉行、御年貢米以下雑事、可致其沙汰如件」という記載（鎌倉遺文五―二七五九）、そして寛喜三（一二三一）年八月二十八日付の「成賢譲状」の「一　肥前国吉田村預所職者、僧栄円可荘務也、」という文言（鎌倉遺文六―四一九三）などがあり、例示した史料は一部にすぎない。
(20) 鎌倉遺文一―三六
(21) 鎌倉遺文二―一一〇四
(22) 鎌倉遺文五―二七六三
(23) 鎌倉遺文一三―九五二六
(24) 鎌倉遺文一六―一二三五六
(25) 鎌倉遺文二八―二一九一八。同史料と同記載内容のものが鎌倉遺文二八―二一九一九にある。
(26) 鎌倉遺文七―四八四四
(27) 鎌倉遺文五―二九四四
(28) 鎌倉遺文七―五〇三〇。同史料と同様に、玉井荘での下司職補任で同じ記載内容が、嘉禎二（一二三六）年十一月十九日付の「東大寺政所下文案」にある（鎌倉遺文七―五〇八六）。さらに、玉井荘関連史料に「荘務得分」という文言がみえる（鎌倉遺文七―五〇八八）
(29) 鎌倉遺文一三―九五二六
(30) 鎌倉遺文一三―九八二八
(31) 鎌倉遺文二八―二一九一九。同史料と同じ記載内容の史料として、同年月日付の「将軍久明親王奥判下文」がある（鎌倉遺文二八―二一九一八）。
(32) 鎌倉遺文一―四四七
(33) 鎌倉遺文三―一五一七。同史料は、「重代相伝之領」は、もともと源重平の先祖伝来の所領を示唆していると考えられ、そのための地頭職補任もあり得るが、この事象の確認は必要であろう。
(34) 鎌倉遺文六―四三七九
(35) 鎌倉遺文一七―一二八二二
(36) 鎌倉遺文二四―一八八二七。この史料と同様な所務条々は、正応二（一二八九）年八月　日付の「浄妙重申状案」にみえる（鎌倉遺文二二―一七一二五）。
(37) 鎌倉遺文二二―一六九四九
(38) (39) 黒田俊雄「荘園制社会の成立」（『体系日本歴史2荘園社会』所収）
(40) (41) 永原慶二「荘園制の歴史的位置」（『日本封建制成立過程の研究』所収）
(42) 平安遺文三―七六〇
(43) 平安遺文三―八七三
(44) 平安遺文四―一二一二。別当ではないが、東寺の寺使が荘務勤仕せしめるために、寺領大山荘に下向していることが、康和五（一一〇三）年八月二十一日付の「丹波国司庁宣」にみえる（平安遺文四―一五二四）
(45) 平安遺文五―二四一七
(46) 平安遺文四―一七四一
(47) 『鎌倉遺文』第一巻、第一九号文書（以下同様にて、鎌倉遺文一―

一九というように略す）

(48) 鎌倉遺文二―八四九

(49) 鎌倉遺文二―一〇四

(50) 鎌倉遺文五―三二二二

(51) 鎌倉遺文七―五〇三〇

(52) 鎌倉遺文一〇―六九八六

(53) 鎌倉遺文一四―一〇九一〇

(54) 鎌倉遺文二二―一六九八七

(55) 鎌倉遺文五―二九五七。この史料と同様な史料として、貞応元（一二二二）年五月六日付の「関東下知状」がある（鎌倉遺文五―二九五六）。

(56) 鎌倉遺文七―四六六二

(57) 永原、前掲書

(58) 鎌倉遺文七―五二四一

(59) 鎌倉遺文一一―九五二一

(60) 鎌倉遺文一三―九五二六

(61) 鎌倉遺文一七―一二八八二

(62) (63) 鎌倉遺文二一―一六三九九

(64) (65) 鎌倉遺文二二―一七二〇七

(66) (67) 鎌倉遺文二三―一八〇五六

(68) 鎌倉遺文四―二二八六

(69) (70) 鎌倉遺文五―三一　六八

(71) 鎌倉遺文七―五二二〇

(72) 鎌倉遺文一六―一二一三六

(73) (74) 鎌倉遺文二〇―一四九四四

(75) 鎌倉遺文二〇―一五〇二三

(76) 鎌倉遺文二〇―一五二四二

(77) 鎌倉遺文一一―八四二三

(78) 鎌倉遺文七―四六〇五

(79) 鎌倉遺文三八―二九八七三

(80) 鎌倉遺文一―四四七

(81)～(84) 鎌倉遺文五―二九二二

(85) 鎌倉遺文一三―九七四五

(86) 鎌倉遺文一三―九八二八。この史料とは異なり、地頭ではないが、大和国中川荘の荘務押領の事態が、宝治元（一二四七）年十一月四日付の「大和多武峯寺解」に記載されている（鎌倉遺文九―六八九五）。

(87) 鎌倉遺文一六―一二〇三一

(88) (89) 鎌倉遺文一〇―七六二二

(90) 鎌倉遺文八―五六四六。同史料は、安芸国都宇荘と竹原荘の領家使と地頭との相論を明示している。

(91) 鎌倉遺文一七―一三一〇四。この史料は、越中国石黒荘の領家と地頭との所務相論による和与を記載している。

(92) 鎌倉遺文二〇―一五六一七。同史料は、筑前国朝町地頭と宗像社大宮司との所務相論を示している。

(93) 鎌倉遺文二四―一八三六三

(94) 鎌倉遺文三八―二九八七三

(95) 鎌倉遺文二―七二九

(96) 鎌倉遺文七―四六〇五

(97) (98) 鎌倉遺文二七―二〇四二九

(99) (100) 鎌倉遺文二七―二〇八〇八

(101) (102) 鎌倉遺文三〇―二二七二二

(103) (104) 鎌倉遺文三八―二九八七三

(105) 平山行三『和与の研究』

(106) (107) 平山、前掲書（とくに、「和与の実施状況」）

(108) 鎌倉遺文一―四四七

(109) 鎌倉遺文六―四三七九

(110) 鎌倉遺文一七―一二八二二

(111) 平山、前掲書

（おくの　よしお　非常勤講師）

二〇一一年十一月十四日受理